【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年６月25日
【事業年度】	第12期(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)
【会社名】	株式会社イントランス
【英訳名】	INTRANCE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　麻　生　正　紀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番５号
【電話番号】	(03)6803-8100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌兼経理・総務部部長　　濱　谷　雄　二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番５号
【電話番号】	(03)6803-8100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌兼経理・総務部部長　　濱　谷　雄　二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月
売上高	(千円)	2,708,131	8,986,958	8,200,825	3,776,809	143,220
経常利益 又は経常損失(△)	(千円)	567,983	1,139,415	106,371	△1,474,028	△398,943
当期純利益 又は当期純損失(△)	(千円)	294,853	625,018	61,652	△1,635,499	△420,308
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	230,000	586,125	586,125	586,125	625,057
発行済株式総数	(株)	28,600	64,200	64,200	64,200	70,705
純資産額	(千円)	779,525	2,116,794	2,127,086	447,919	108,124
総資産額	(千円)	6,329,399	7,720,579	6,845,369	2,484,138	2,071,273
１株当たり純資産額	(円)	27,256.15	32,971.87	33,132.19	6,951.25	1,444.93
１株当たり配当額 (うち１株当たり 中間配当額)	(円)	― (―)	800 (―)	700 (―)	― (―)	― (―)
１株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	(円)	10,309.56	10,545.09	960.32	△25,513.22	△6,109.23
潜在株式調整後１株 当たり当期純利益金額	(円)	―	10,499.39	950.46	―	―
自己資本比率	(%)	12.3	27.4	31.1	17.9	4.9
自己資本利益率	(%)	46.6	43.2	2.9	△127.2	△154.0
株価収益率	(倍)	―	22.5	23.1	―	―
配当性向	(%)	―	7.6	72.9	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△2,781,939	△630,014	918,259	1,513,333	△369,631
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△1,769	―	△62,759	△18,741	28,941
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,963,792	1,006,091	△399,262	△2,644,158	△37,353
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	905,610	1,281,686	1,737,923	588,357	210,315
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(名)	9 (2)	21 (―)	37 (2)	31 (6)	11 (1)

(注) 1　当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2　売上高には、消費税等は含まれておりません。
3　純資産額の算定にあたり、平成19年３月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第５号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第８号)を適用しております。
4　持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
5　第９期の１株当たり配当額には、東京証券取引所マザーズ上場記念配当200円を含んでおります。
6　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、第８期は潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第11期および第12期は潜在株式が存在するものの１株当たり当期純損失となるため記載しておりません。
7　株価収益率については、第８期は当社株式は非上場であり、貸借対照表日における株価が把握できないため、また、第11期および第12期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

２ 【沿革】

年月	事項
平成10年５月	東京都渋谷区初台一丁目51番１号にて不動産の仲介及びコンサルティングを事業目的として株式会社イントランスを設立(資本金　10,000千円)
平成10年６月	宅地建物取引業免許(東京都知事免許(1)第76430号)を取得し不動産仲介業を開始
平成13年１月	プリンシパルインベストメント事業　第１号案件(東京都大田区)を売却
平成14年12月	賃貸管理事業を開始(ソリューション事業)
平成15年６月	本社を東京都渋谷区初台一丁目51番１号より東京都渋谷区東三丁目14番16号に移転
平成16年12月	本社を東京都渋谷区東三丁目14番16号より東京都渋谷区東三丁目14番15号に移転
平成17年12月	プロパティマネジメント事業を開始(ソリューション事業) 第１号案件(東京都目黒区)を受託
平成18年３月	都市再開発第１号案件(コンサル事業)を成約(ソリューション事業)
平成18年12月	東京証券取引所マザーズに上場
平成19年５月	宅地建物取引業免許(国土交通大臣免許(1)第7500号)を取得
平成19年７月	大阪府大阪市中央区に大阪支社を新設
平成19年10月	東京都港区に新橋店を新設
平成20年２月	第二種金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第1732号)の登録
平成20年４月	愛知県名古屋市中区に名古屋支社を新設
平成20年４月	本社を東京都渋谷区東三丁目14番15号より東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号に移転
平成20年９月	新橋店を本社へ統合
平成20年11月	大阪支社を閉鎖
平成21年７月	本社を東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号より東京都渋谷区道玄坂一丁目16番５号に移転
平成22年１月	名古屋支社を愛知県名古屋市中村区に移転

3 【事業の内容】

当社は、個々の不動産の持つ特性を最大限に引き出す企画・提案を行う「ハンドメイド型不動産再生事業」を展開しており、現在、主に東京都内23区を中心に「プリンシパルインベストメント事業」、「ソリューション事業」を営んでおります。

(1) プリンシパルインベストメント事業

当社は、主に東京都内23区の商業ビル、オフィスビル、レジデンス等で、物件価格３億円～20億円の中古物件を対象とした不動産再生事業を営んでおります。当社は、不良債権処理、企業の資産リストラ、所有者の経済的理由等で市場に放出された物件及び当社が直接アプローチをした不動産所有者が保有する物件を対象に、当社のバリューアップノウハウによって不動産の価値を高めることが可能と判断される物件について自己勘定により取得し、エリアの特性やニーズに合わせたバリューアッププランを策定、若しくは実施の上、購入を希望される投資家等に対して販売をしております。

当社は、販売用不動産の取得、バリューアップ、投資家等への販売までを一貫して一人の営業担当者が行うことを特徴とし、個々の物件の再生に対して責任を持って取り組める体制としております。

当社のバリューアップは、取得した販売用不動産に対して蓄積されたノウハウを活かし、管理費の見直し、自動販売機の設置、携帯電話基地局の誘致や必要に応じて物件に合ったリニューアル(注1)、リノベーション(注2)さらにはコンバージョン(注3)等を実施、リーシング(テナント募集等)を行うことでキャッシュフローの改善を行い、当該不動産の価値を高めるものです。購入を希望される投資家ごとに希望物件のニーズは異なること、また、これらハードの改修等を実施することで当該費用を反映した販売金額は高額となってしまうこと等から、自社によるハード改修等にはこだわらず、投資家ニーズにあわせて当社独自のバリューアッププランの提案を実施することで当該物件を販売するケースもあります。

なお、当社はバリューアップにおいて当該物件に適したテナントを誘致することが欠かせないとの考えから、当社自らがテナント候補企業に誘致を行うなど、リーシング力の強化に努めております。

また、当社では、購入後１年以内を目途に売却を行うことで、不動産特有の価格変動リスクを低減させると同時に、期間回転率をあげることで、資産効率を高めております。

(注1) 老朽化した設備回りや共用部分を改修するなど、不動産の価値を高めるために建物の改修を行うことをいいます。
(注2) 新築を除く住宅の増築、改装・改修、模様替え、設備の取り替えや新設などの改造工事を総称してリノベーションといいます。一般に、建物のリニューアルのために行なう通常の修理よりも大規模な修繕工事のことをいいます。
(注3) オフィスを集合住宅に変更する、商業ビルをオフィスビルに変更する、というように建物の用途変更を伴うリニューアルをコンバージョンといいます。

(2) ソリューション事業

① 賃貸管理事業

当社は、販売用不動産として取得した物件に付加価値を付けて売却するまでの間、当該物件の入居者から賃料を受領しております。

② **プロパティマネジメント事業**

当社は、不動産の本来持つ価値の向上を図るだけにとどまらず、その価値を維持することがオーナーと利用者双方のさらなる満足度の向上に欠かせないポイントであると考えており、取引関係を築いたビルオーナーの経営パートナーとして建物管理からクレーム対応、清掃、巡回、検針、賃料回収等の入居者管理までの代行サービスを行っております。特に、プリンシパルインベストメント事業を通じて取得した物件については、売却後も継続して代行サービスが受注できるよう努めております。

③ **コンサル事業**

当社は、不動産賃貸仲介業務および売買仲介業務等を行っており、成約後に手数料を受領しております。

［事業系統図］

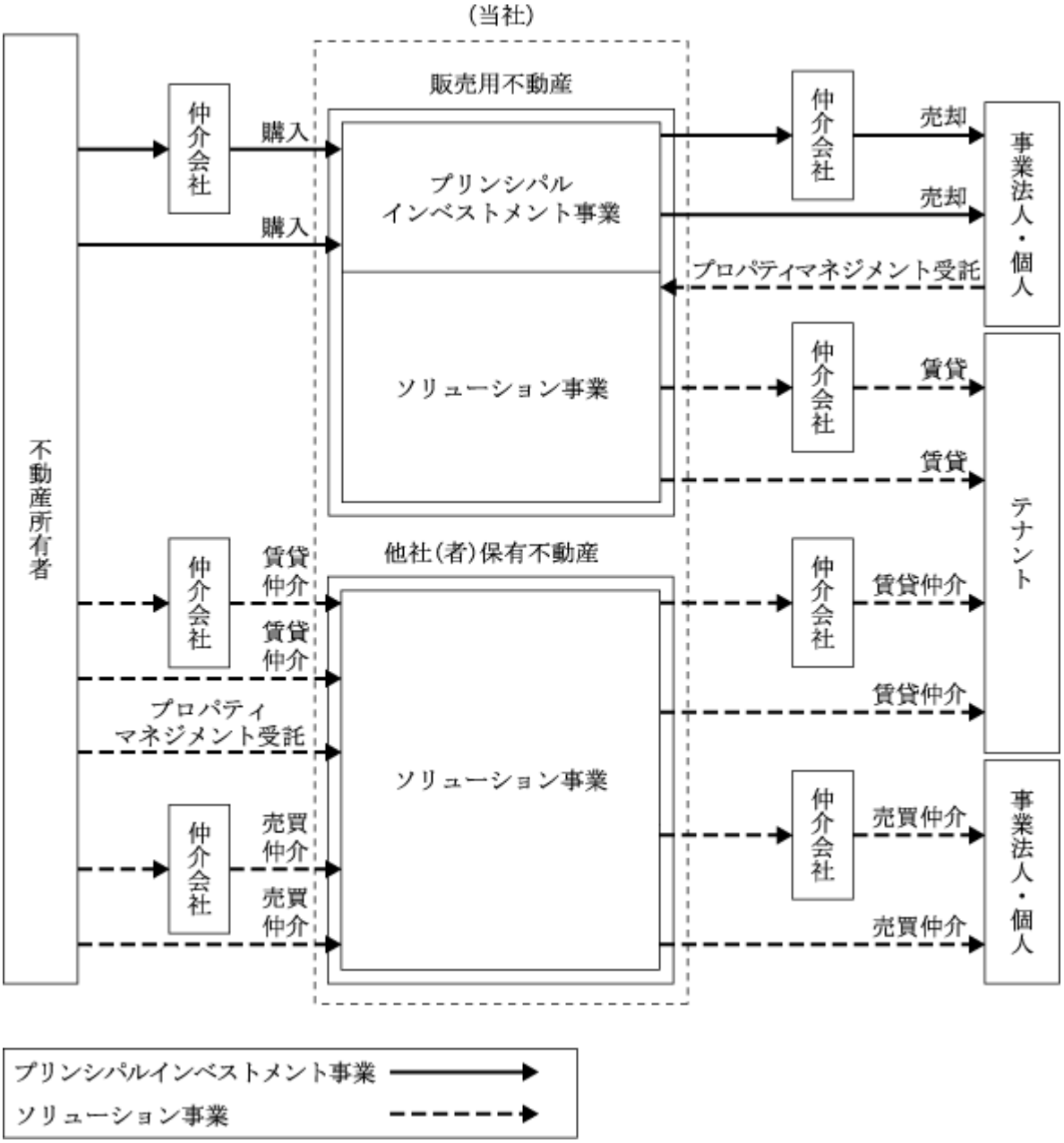

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年３月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
11（1）	33.0	3.1	4,775,944

(注) 1　従業員数は就業人員であります。
2　前事業年度末に比べ従業員数が20名減少していますが、この減少の主な理由は、平成21年９月30日付で、経営合理化の取り組みとして14名の人員削減を行ったことによるものであります。
3　従業員数の(　)内書きは、臨時従業員(パートタイマー)の年間平均雇用人員であります。
4　平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度からの金融危機の影響等で大変に厳しい状況から始まりましたが、国内外の経済対策やアジアを中心とする海外経済の回復などにより、年度後半には景気の悪化に底打ち感が見られてきました。

しかし、厳しい雇用・所得環境やデフレ圧力などの懸念材料も多く、依然として先行きは予断を許さない状況で推移しました。

当社が属する不動産業界は、金融危機の影響等による金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢に大きな変化はなく、不動産売買取引は依然として低調に推移しております。また、投資用不動産については、空室率が上昇していること等から、厳しい事業環境が継続しておりますが、一方では、マーケットにおいて良質な投資用不動産に品薄な状況が表れ始め、徐々に期待利回りの低下が見られるなど、不動産価格に底打ち感のある状況となりつつあります。

このような状況下、当社は、事業法人や個人投資家のニーズに適した比較的小規模で良質な物件への取り組みと売買仲介業務等のフィービジネスに鋭意注力するとともに、役員報酬の減額や人員の削減、本社事務所の移転等による固定費の圧縮に努めてまいりました。

しかしながら、売買仲介業務における成果が徐々に見られるものの、物件の取得・売却には至らず、また、販売用不動産について125,473千円のたな卸資産評価損を計上するなど業績は低調に推移しました。

これらにより、当事業年度の売上高は143,220千円(前年同期比96.2%減)、経常損失は398,943千円(前年同期は経常損失1,474,028千円)、当期純損失は420,308千円(前年同期は当期純損失1,635,499千円)となりました。

事業部門別の業績は以下のとおりであります。

(プリンシパルインベストメント事業)

プリンシパルインベストメント事業におきましては、新たな物件の売却に至らなかったことにより売上高は116千円(前年同期比100.0%減)となりました。

(ソリューション事業)

① 賃貸管理事業におきましては、バランスシートのスリム化を優先し、賃料収入のある販売用不動産の期中平均保有数が前年同期に比べ減少したことにより売上高は25,747千円(同86.5%減)となりました。

② プロパティマネジメント事業におきましては、管理物件数は増加したものの大規模工事の受注が減少したことにより売上高は81,627千円(同18.2%減)となりました。

③ コンサル事業におきましては、賃貸仲介事業を縮小したものの、当事業年度より取組み始めた売買仲介事業において一定の成果があったことにより売上高は35,728千円(同2.1%増)となりました。

これらによりソリューション事業の売上高は143,103千円(同56.1%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前事業年度末に比べ378,042千円減少し210,315千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は369,631千円となりました。これは主として税引前当期純損失419,344千円を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は28,941千円となりました。これは主として定期預金の預入8,000千円を行ったこと、および本社事務所移転により新本社事務所の敷金16,231千円を差し入れたものの、旧本社事務所等の敷金58,262千円を回収したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は37,353千円となりました。これは主として第三者割当による新株式発行による収入が76,962千円あったものの、長期借入金のうち102,000千円を返済したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、プリンシパルインベストメント事業、ソリューション事業を主体としており、生産業務を定義することが困難であるため、生産実績の記載は省略しております。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績の記載は省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	前年同期比（%）
プリンシパルインベストメント事業（千円)	116	△100.0
ソリューション事業（千円)	143,103	△56.1
合計（千円)	143,220	△96.2

(注) 1　最近２事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)		当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)	
	金額（千円)	割合（%)	金額（千円)	割合（%)
株式会社セブン＆アイ・フードシステムズ	(注) 3	(注) 3	25,589	17.9
財団法人新技術振興渡辺記念会	(注) 3	(注) 3	22,653	15.8
株式会社大京商事	(注) 3	(注) 3	14,433	10.1
株式会社ＫＴＩ	877,657	23.2	―	―
有限会社葉明	668,011	17.7	(注) 3	(注) 3
個人	599,519	15.9	―	―
株式会社瑞鳳	452,472	12.0	(注) 3	(注) 3
個人	405,544	10.7	(注) 3	(注) 3

2　上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3　総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) プリンシパルインベストメント事業の基盤強化

現状の不動産業界は、金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢および不動産売買取引の流動性の低下等により、厳しい事業環境が継続しておりますが、一方では、個人投資家等による比較的小規模で良質な物件への根強い需要があります。当社は、ハンドメイド型不動産再生事業において、投資家のニーズに合う収益不動産の仕入・再生に特化し、安定した収益基盤を構築してまいります。

(2) フィービジネスの基盤強化

当社は、第２の収益の柱として、近年成果が上がり始めている不動産売買仲介事業およびプロパティマネジメント事業によるフィービジネスを一層強化してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性がある主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示をしております。

当社は、これらのリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

なお、以下の記載は当社の事業等および当社株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。また、将来に関する事項については、本報告書提出日現在において当社が入手できる情報等に基づいて判断したものであります。

(1) 景気動向・経済情勢等の影響について

当不動産業界におきましては、景気動向・経済情勢、金利動向、税制等の影響を受けやすい特性があります。そのため、景気動向・経済情勢等の大幅な悪化や大幅な金利の上昇、税制等の変動等が発生した場合には、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

当社は、東京都内23区を主要な営業エリアとし、基準に合った物件に対して自己勘定による投資を行っております。当該地区は、一般に人気の高い地域であるため、今後、競合企業の増加並びに競合が激化する可能性があります。当社は、不動産に対する再生力の強化およびリテール事業とのシナジー効果によってプリンシパルインベストメント事業の強化を図り、競合他社との差別化を進め優位性の確保に努めますが、この優位性が保たれない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) プリンシパルインベストメント事業について

① プリンシパルインベストメント事業の特性

プリンシパルインベストメント事業は、不稼動または低収益の事業用ビル等をバリューアップすることにより収益を具現化する事業であり、投資家および証券化市場向けの事業であります。低金利は継続しておりますが、将来金利が上昇する等の金融情勢、あるいは不動産市況の上昇による投資利回りの低下並びに金融収縮等により不動産取得に対しての金融機関の融資姿勢が厳格化される等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 有利子負債への依存度の高さについて

当社は、物件取得時に仕入価格相当額を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に対する有利子負債への依存度が比較的高い水準となっております(平成22年３月末時点83.7%)。

今後は、株主資本の充実、取引金融機関数の増加並びに資金調達手法の多様化による有利な条件での資金調達等に注力してまいりますが、金融情勢の変化等により金利水準が上昇した場合には、資金調達コストが増加することにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達については、特定の金融機関に依存することなく、案件毎に複数の金融機関と交渉しプロジェクトを進めておりますが、不動産に対する融資姿勢の厳格化により資金調達環境は極めて厳しい状況となっております。このため資金調達が不十分またはできない場合には、案件の取り進めが実施できなくなる等、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 在庫リスクについて

当社は、物件情報の入手、不動産の仕入段階から市況等のマーケット分析や販売候補先等を勘案した上で営業戦略を立て、物件を取得しております。取得後は、計画に則って主に１年以内の売却を目処に活動を行っておりますが、突発的な市況の変動等、何らかの理由により計画どおりに売却が進まずに在庫として滞留した場合、並びに在庫評価の見直しに伴い棚卸資産評価損を計上する場合がある等、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 資金繰りリスクについて

当社は、不動産市況の更なる悪化等により、販売用不動産を計画を大きく下回る価格にて売却せざるをえない場合、または売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の返済に支障をきたす可能性があります。

⑤ 外注・業務委託について

当社は、不動産の再生を行っており、設計、建築工事等を設計会社、建築会社等に外注・業務委託しております。当社はハンドメイドにて物件個々に最適な再生を行うことを特徴としているため、再生手法も物件個々により異なり、設計、建築工事等を標準化してコストダウンを図ることは現状では難しい状況にあります。そのため、物件個々の再生に適した設計および建築工事を行うために、その都度、設計能力・設計実績、建築能力・建築実績、コストおよび財務内容等を総合的に勘案した上で、最適な外注・業務委託先を選定しております。

しかしながら、外注・業務委託先が経営不振に陥った場合や設計、建築工事に問題が発生した場合には、不動産の再生に支障をきたすことや再生物件の売却後の品質保証が受けられなくなる等の可能性があり、その場合には、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　物件の売却時期による業績の変動について

当社は、保有物件のバリューアッププラン策定若しくはバリューアップ完了後に投資家に対して売却を行いますが、当該事業の売上高および売上原価は物件の売却時に計上されます。また、一取引当たりの金額が非常に高額となっていることおよび年間の売却物件数が少ないこと等から、売却時期による業績の変動は大きいものとなっております。従いまして、物件の売却時期により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、不動産流通業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産の流通、賃貸業務等を行っており、当該免許は当社の主要な事業活動に必須であります。本報告書提出日現在、当社には、当該免許の取消事由・更新欠格事由に該当する事実は存在しておりません。しかしながら、今後、何らかの理由により、当該免許が取消されるまたは更新が認められない場合には、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社保有物件において増改築、大規模修繕、大規模な模様替え等の工事を伴うバリューアップを実施する際には、当社は建築主として「建築基準法」等の規制を受けます。そのため、これらの関係法規の改廃や新たな法的規制の新設等によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は「金融商品取引法」に基づく第二種金融商品取引業に登録しており、関連する各種法令により規制を受けております。

(宅地建物取引業者免許の概要)

免許証番号：国土交通大臣(1)第7500号

有効期間：平成19年５月31日から平成24年５月30日まで

(第二種金融商品取引業者登録の概要)

登録番号：関東財務局長(金商)第1732号

登録年月日：平成20年２月７日

(5) 訴訟の可能性について

本報告書提出日現在、当社が関係する重大な訴訟はありません。しかしながら、当社が売却した物件における瑕疵の発生、当社が管理する物件における管理状況に対する顧客からのクレーム、入退去時のテナント等とのトラブル等を起因とする、またはこれらから派生する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容および結果によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 構造計算書偽装問題について

構造計算書偽装問題が社会問題化して以降、当社では、販売用不動産を取得するに際しては、原則として第三者機関を通じて耐震強度の適正性についての確認を行った上で進めることとしております。しかしながら、万一、当社取扱物件において何らかの事情によって構造計算書に偽装が判明した場合には、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 不動産の欠陥・瑕疵について

当社は、基準に合った物件に対し自己勘定による投資を行っております。販売用不動産の取得に際しては、当社にてデューデリジェンスを行うほか、原則として第三者機関からエンジニアリングレポート(専門家が建物を診断し、その物理的な状況を評価した報告書)を取得した上で、不動産の欠陥・瑕疵等(権利、地盤地質、構造、環境等)のリスク回避に努めております。

しかしながら、万一、当社取扱物件において何らかの事情によって欠陥・瑕疵が判明した場合には、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 偶然不測の事故・自然災害について

火災、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、水災、地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火および津波並びに電気的事故、機械的事故その他偶然不測の事故並びに戦争、暴動、騒乱、テロ等の災害により、当社が保有する物件について滅失、劣化または毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。また、偶然不測の事故・自然災害により不動産に対する投資マインドが冷え込んだ結果、不動産需要が減り、当社の事業が影響を受ける可能性があります。こうした場合には、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報保護について

当社は、事業活動を行う上で顧客の個人情報を取り扱うことがあります。個人情報の管理については、当社が策定した個人情報保護マニュアルに則り、施錠管理およびパスワード入力によるアクセス制限等の管理を行い、厳重に管理をしております。また、役職員に対しましては、個人情報保護の重要性並びに当該マニュアルの運用について継続的に周知徹底を図っております。しかしながら、万一、当社の保有する個人情報が外部に漏洩した場合あるいは不正使用された場合には、当社の信用の失墜、または損害賠償等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 事業体制について

当社は、本報告書提出日現在、取締役３名、監査役３名、従業員11名(臨時雇用者除く)と組織が小さく、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、内部管理組織の一層の強化・充実を図っていく方針であります。しかし、事業拡大に人的・組織的対応が伴わず管理体制の強化・充実が予定どおりに進まない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 株式の希薄化リスクについて

① ストック・オプションについて

当社は、平成18年以降、２回にわたって当社役員および従業員の士気向上のため新株予約権を利用したストック・オプションを付与しており、今後も優秀な人材の確保のためにストック・オプション制度を継続する方針であります。そのため同制度による新株予約権の権利行使が行われた場合には、当該株式の１株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

② 第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行について

平成22年４月27日開催の取締役会において、今後の業績向上に向けた事業活動に必要な資金調達を第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行にて行うことを決議いたしました。当該新株式の発行により新たに増加した新株式73,600株は、当事業年度末現在の発行済株式総数70,705株(自己株式302株含む)に対し、104.09%に相当します。また、当該新株予約権がすべて行使された場合に発行される新株式39,500株は、当事業年度末現在の発行済株式総数70,705株(自己株式302株含む)に対して55.87%、第三者割当による新株式の発行後の発行済株式総数(144,305株)の27.37%にあたります。結果、今後の株式市場動向によっては需給バランスが大幅に変動し、当社の株主価値に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 資金調達リスクについて

平成22年４月27日開催の取締役会において、今後の業績向上に向けた事業活動に必要な資金調達を第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行にて行うことを決議し、当該新株式の発行については、平成22年５月14日に払込を受けております。割当先は、新株予約権の行使についても前向きな姿勢でありますが、万一割当先の資金手配が何らかの要因で予定どおり行われなかった場合や当社株式の市場価格の状況によっては、新株予約権の行使が行われない、または予定どおりに行使が進まない可能性があります。

(13) 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、前事業年度において現金及び現金同等物が1,149,566千円減少し、当事業年度においても、株式の発行による収入が76,962千円あったものの、営業活動によるキャッシュ・フローが△369,631千円であったこと等により、現金及び現金同等物が378,042千円減少しました。

このような状況において、返済期限が迫っていた金融機関からの借入金について、金融機関との間で返済条件の変更に関する合意が得られたことにより延滞は生じておりません。また、現時点において今後返済期限を迎える借入金については、返済条件の変更に向けて金融機関と協議を引き続き行っております。

さらに、平成22年５月14日払込期日の第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行により642,975千円の資金調達を行い資本増強による財務基盤の健全化と強化を図りました。

しかし、今後においては、金融機関との返済条件の変更が合意に至らなかった場合、不動産売買取引が低調に推移している状況等の影響により、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合や計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合または売却そのものが困難となった場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年６月12日開催の取締役会において、当社とフィンテック　グローバル株式会社が保有する経営資源及び情報等を相互に最大限活用し、両社の事業の強化・拡充を図り、企業価値の向上に資する資本業務提携(契約期間　平成21年６月12日から３年間　以後１年間毎自動更新)を締結しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

当事業年度末の資産については、流動資産は前事業年度末に比べ362,006千円減少し2,038,971千円となりました。これは主として現金及び預金が370,042千円減少したことによるものです。固定資産は前事業年度末に比べ50,857千円減少し32,302千円となりました。これは主として本社事務所移転により新本社事務所の敷金16,231千円を差し入れたものの、旧本社事務所等の敷金58,262千円を回収したことによるものです。この結果、資産合計は前事業年度末に比べ412,864千円減少し2,071,273千円となりました。

負債については、流動負債は前事業年度末に比べ16,069千円減少し1,120,149千円となりました。これは主として未払金が123,193千円増加したものの、前事業年度分の確定消費税73,692千円を納付したこと、および１年内返済予定の長期借入金のうち45,000千円を返済したことによるものです。固定負債は前事業年度末に比べ57,000千円減少し843,000千円となりました。これは長期借入金のうち57,000千円を返済したことによるものです。この結果、負債合計は前事業年度末に比べ73,069千円減少し1,963,149千円となりました。

純資産については、前事業年度末に比べ339,795千円減少し108,124千円となりました。これは主として第三者割当による新株式発行について77,864千円の払込があったものの、当期純損失420,308千円を計上したことによるものです。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比して3,633,588千円減少し143,220千円(前年同期比96.2%減)となりました。これは、当事業年度より取組み始めたソリューション事業のうちの売買仲介事業における売上高が35,728千円(同2.1%増)あったものの、当社の主力事業であるプリンシパルインベストメント事業において、新たな物件の売却に至らなかったことにより売上高が116千円(前年同期比100.0%減)にとどまったことによるものです。

(売上総損失)

プリンシパルインベストメント事業において、不動産取引相場の著しい下落の影響を免れることができず、たな卸資産評価損を売上原価に125,473千円計上したことにより、売上総損失は84,124千円(前年同期は売上総損失764,700千円)となりました。

(販売費及び一般管理費・営業損失)

販売費及び一般管理費は、物件の売却に至らなかったことに伴う仲介手数料の減少、および固定費の圧縮の取り組みとして行った役員報酬の減額や人員の削減、本社事務所の移転等により、前事業年度に比して340,690千円減少し268,851千円となりました。また、販売費及び一般管理費の売上高に占める割合は187.7%となり、前事業年度に比して171.6ポイント上昇しました。

この結果、営業損失は352,976千円(前年同期は営業損失1,374,242千円)となりました。

(営業外損益・経常損失)

営業外費用は、前年同期に比して期中平均借入残高の減少に伴い借入金利息が減少したことにより、前事業年度に比して55,682千円減少し46,233千円となりました。

この結果、経常損失は398,943千円(前年同期は経常損失1,474,028千円)となりました。

(税引前当期純損失)

当事業年度において経常損失の計上に至ったこと、本社事務所の移転等に伴う固定資産除却損16,134千円を計上したこと、および経営合理化を目的とした人員削減に伴い特別退職金4,266千円が生じたことにより、税引前当期純損失は419,344千円(前年同期は税引前当期純損失1,479,250千円)となりました。

(当期純損失)

当事業年度において税引前当期純損失の計上に至ったことにより、当期純損失は420,308千円(前年同期は当期純損失1,635,499千円)となりました。

なお、１株当たり当期純損失は6,109円23銭となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は、第２ 事業の状況 １ 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況に記載のとおりであります。

当社の資金需要は、主にプリンシパルインベストメント事業における販売用不動産の取得に関するもので、当該需要をまかなうため金融機関よりの借入に依存しており、不動産取得時に借入による資金調達を行っております。

(4) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

第２ 事業の状況 ４ 事業等のリスク（13）将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象に記載のとおり、当社には、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでまいります。

① 借入金返済条件変更の協議

今後返済期限を迎える借入金については、担保設定対象となっている販売用不動産を売却する際に資金回収額が当該借入金額を下回る可能性があるため、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する場合や不動産売買取引が低調に推移している影響等により、販売用不動産の売却が予定どおりに進まない可能性もあるため、取引金融機関と緊密な関係を維持し、返済条件の変更に向けて引き続き協議を進めてまいります。

② 収益力の強化

当社の主力事業でありますハンドメイド型不動産再生事業において、増資資金を活用して個人投資家等のニーズに合う収益不動産の仕入れ、再生に特化し、安定した収益基盤を構築するとともに、不動産売買仲介、プロパティマネジメント事業によるフィービジネスを強化して、収益力の強化に取り組んでまいります。

③ 新株予約権の行使による資金調達

ハンドメイド型不動産再生事業の進捗状況、規模、取組条件等によって支出額は異なりますが、資金需要が増加する場合に備えて平成22年５月14日に発行した新株予約権の行使によって更に資金を調達する予定であります。また、新株予約権の行使については市場価格の状況にもよりますが、行使時期については割当先と協議を進めてまいります。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は5,418千円であり、その主なものは、本社事務所の移転に伴う内装・什器等の本社設備の取得であります。なお、併せて旧本社事務所の設備7,482千円を除却しております。

２ 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年３月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (名)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	全社	本社設備	6,707	3,492	10,200	11

(注) 1　金額には、消費税等は含めておりません。
2　賃借中の主な設備は次のとおりであります。

名称	事業の部門別の名称	契約面積（㎡）
本社事務所	全社	290.05

(注)　本社事務所は平成21年７月13日に東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号から東京都渋谷区道玄坂一丁目16番５号に移転しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	256,800
計	256,800

(注) 平成22年６月24日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より319,200株増加し、576,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (平成22年３月31日)	提出日現在 発行数（株） (平成22年６月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	70,705	144,305	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 しておりません。
計	70,705	144,305	―	―

(注) １ 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
２ 平成22年４月27日開催の取締役会決議により、平成22年５月14日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより株式数は73,600株増加し、発行済株式数は144,305株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第１回新株予約権)

平成18年３月27日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成22年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年５月31日)
新株予約権の数（個)	696 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用しておりません。	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株)	696 (注) 1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円)	30,612 (注) 2 3、5	19,233 (注) 2、3 4、5
新株予約権の行使期間	平成20年12月１日から 平成25年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円)	発行価格 30,612 (注) 2 3、5 資本組入額 15,306	発行価格 19,233 (注) 2、3 4、5 資本組入額 9,617
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

(注) 1 新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。

2 平成18年５月８日開催の取締役会決議により、平成18年５月31日付で普通株式１株を２株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3 平成21年６月12日開催の取締役会決議により、平成21年６月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 平成22年４月27日開催の取締役会決議により、平成22年５月14日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げます。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行又は処分株式数 \times １株当たり払込金額又は処分価額}{既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分株式数}$$

6 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役並びに従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとします。

7　新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要します。

② 会社法第236条、第238条及び第240条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第２回新株予約権)

平成20年６月19日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成22年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年５月31日)
新株予約権の数（個)	1,280　(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用 しておりません。	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株)	1,280　(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円)	24,565　(注) 2、4	19,028　(注) 2 3、4
新株予約権の行使期間	平成23年７月１日から 平成28年６月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円)	発行価格　24,565　(注) 資本組入額　12,283　2、4	発行価格　19,028　(注) 2 資本組入額　9,514　3、4
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7	同左

(注) 1　新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は１株であります。なお、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

2　平成21年６月12日開催の取締役会決議により、平成21年６月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3　平成22年４月27日開催の取締役会決議により、平成22年５月14日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4　以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

i　当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

ii　当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

iii　当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

5　新株予約権の行使の条件

i　新株予約権者は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

ii　新株予約権の権利行使期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち１名に限り新株予約権を承継することができます。ただし、再承継はできません。

iii　各新株予約権の一部行使はできないものとします。

6　新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前譲与その他一切の処分行為をすることはできません。

7　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、又は株式移転計画において定めることを条件とします。

i　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

ii　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)１に準じて決定します。

iv　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)４iiiに従って定める調整後行使価額に、上記iiiに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

v　新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

vi　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

vii　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。

viii　新株予約権の取得の事由及び条件

イ　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

(第３回新株予約権)

平成22年４月27日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成22年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年５月31日)
新株予約権の数（個)	―	79(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	―	普通株式 なお、単元株制度を採用 しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数（株)	―	39,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円)	―	4,150,000(注) 2
新株予約権の行使期間	―	平成22年５月15日から 平成25年５月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円)	発行価格 ― 資本組入額 ―	発行価格 2,075,000 資本組入額 2,075,000(注) 2
新株予約権の行使の条件	―	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	―	(注) 4
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	(注) 5

(注) 1　新株予約権の目的である株式の種類及び数

ⅰ　新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式39,500株とし、本新株予約権１個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は500株とする。但し、本項ⅱ及びⅲにより交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

ⅱ　当社が(注) 2に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

ⅲ　調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注) 2ⅱ及びⅴによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

ⅳ　交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2　行使価額の調整

ⅰ　当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記ⅱに掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

ⅱ　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ　下記ⅳロに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)
調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ　当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当割り当てをする場合
調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割り当てのための基準日(無償割り当てのための基準日がない場合には当該割り当ての効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

ハ　下記ivロに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割り当ての場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割り当ての場合を含む。)する場合
調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割り当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

iii　行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ivイ　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

ロ　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

ハ　行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

v　上記ⅱの行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

イ　株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

ロ　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

ハ　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

vi　行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3　本新株予約権の行使の条件

i　平成22年５月15日から平成25年５月14日までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

イ　当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の３営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間

ロ　振替機関が必要であると認めた日

ハ　(注)３に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要ある場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は１ヶ月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の１ヶ月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

ii　各本新株予約権の一部行使はできない。

4　新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

5　合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

i　新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

ii　新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式

iii　新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

iv　新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

v　新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権の行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

vi　新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年２月１日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年５月31日(注)１	28,600	57,200	―	230,000	―	―
平成18年12月14日(注)２	7,000	64,200	356,125	586,125	356,125	356,125
平成21年６月30日(注)３	6,505	70,705	38,932	625,057	38,932	395,057

(注) １　株式分割
平成18年５月８日開催の取締役会決議により、平成18年５月31日付で普通株式１株を２株に分割しております。

２　有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格	110,000円	引受価額	101,750円
資本組入額	50,875円	払込金額の総額	712,250千円

３　第三者割当

発行価格	11,970円	
資本組入額	5,985円	払込金額の総額　77,864千円
割当先	フィンテック　グローバル株式会社	835株
	フィンテック　グローバル投資事業有限責任組合第11号	5,670株

４　平成22年５月14日付の第三者割当増資により、発行済株式総数が73,600株、資本金が305,440千円および資本準備金が305,440千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成22年３月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	―	3	9	17	9	―	2,393	2,431	―
所有株式数(株)	―	110	590	20,271	221	―	49,513	70,705	―
所有株式数の割合(%)	―	0.16	0.83	28.67	0.31	―	70.03	100.00	―

(注)　「個人その他」には、自己株式302株が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
上島　規男	東京都品川区	26,118	36.94
有限会社レアリア・インベストメント	東京都品川区大崎一丁目19番13号	19,000	26.87
フィンテック　グローバル投資事業有限責任組合第11号	東京都千代田区岩本町二丁目８番９号	5,670	8.02
フィンテック　グローバル株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目１番28号	835	1.18
高橋　良郎	東京都世田谷区	632	0.89
堀　紘一	東京都渋谷区	563	0.80
北村　礼江	大阪府大阪市西淀川区	500	0.71
株式会社イントランス	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番５号	302	0.43
秋元　義彦	栃木県那須塩原市	301	0.43
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	240	0.34
計	―	54,161	76.60

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式　302	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,403	70,403	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	70,705	―	―
総株主の議決権	―	70,403	―

② 【自己株式等】

平成22年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イントランス	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番５号	302	―	302	0.43
計	―	302	―	302	0.43

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき平成18年３月27日開催の臨時株主総会において決議されたもの

決議年月日	平成18年３月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役　　３名 監査役　　１名　(注) 従業員　　９名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ①」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成22年６月25日現在におきましては、付与対象者は、従業員からの取締役就任による１名の異動、取締役２名及び監査役１名の任期満了による異動、取締役１名の辞任、並びに従業員７名の退職により、取締役１名・従業員１名・その他３名となっております。

② 会社法第236条、第238条及び第240条に基づき平成20年６月19日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成20年６月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役　　３名 従業員　　５名　(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ②」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 2

(注) 1　平成22年６月25日現在におきましては、付与対象者は、取締役１名の任期満了による異動、取締役１名の辞任、及び従業員２名の退職により、取締役１名・従業員３名・その他１名となっております。

2　新株予約権の取得条項に関する事項

i　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ii　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	302	―	302	―

３ 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けております。

しかしながら、当期の期末配当については、420,308千円の当期純損失を計上いたしましたことから、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきました。

次期以降の利益配分については、早期の黒字化を図り、復配を目指してまいります。

また、当社は期末に、年１回の剰余金配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保金の使途については、ハンドメイド型不動産再生事業資金として投入していくこととしております。

４ 【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第８期	第９期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月
最高（円）	―	420,000	261,000	37,900	17,000
最低（円）	―	174,000	20,000	5,200	7,150

(注) １　株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
２　当社株式は、平成18年12月15日から東京証券取引所マザーズに上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年１月	２月	３月
最高（円）	11,390	9,200	8,900	9,200	8,500	8,500
最低（円）	8,810	7,660	7,690	8,280	7,600	7,150

(注)　株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		麻　生　正　紀	昭和36年９月１日生	昭和57年４月　小林建築設計事務所入社 昭和59年４月　東京佐川急便株式会社入社 昭和60年５月　株式会社アソー(現 株式会社シルバーライフ)代表取締役（現任） 平成12年12月　上毛撚糸株式会社(現 価値開発株式会社)顧問 平成13年１月　同社代表取締役社長 平成19年６月　同社相談役 平成22年４月　株式会社ＡＳＯ代表取締役（現任） 平成22年５月　当社顧問 平成22年６月　当社代表取締役社長（現任）	(注) １	―
取締役	管理部門管掌兼経理・総務部部長	濱　谷　雄　二	昭和42年５月13日生	平成元年４月　住宅流通株式会社入社 平成５年６月　株式会社プラザサービス入社 平成17年５月　当社入社 平成18年６月　当社取締役財務・経理部長 平成20年４月　当社取締役管理本部長兼経理・総務部部長 平成20年10月　当社取締役管理部門管掌兼経理・総務部部長（現任）	(注) １	162
取締役 (注) ３		太　田　孝　昭	昭和23年４月７日生	昭和48年４月　東京国税局入局 昭和63年５月　太田税務会計事務所(現 ＯＡＧ税理士法人)所長 昭和63年５月　株式会社シーケーシステム研究所設立 代表取締役 平成３年11月　株式会社ビジコム代表取締役（現任） 平成19年１月　ＯＡＧ税理士法人代表社員（現任） 平成22年６月　当社取締役（現任）	(注) １	―
監査役(常勤) (注) ４		伊　藤　雄　司	昭和32年５月21日生	昭和58年４月　株式会社福岡ミサワホーム入社 昭和59年２月　ミナミ無線電気株式会社入社 昭和60年４月　株式会社アポロ事務機販売入社 平成６年３月　株式会社住建産業入社 平成11年２月　株式会社アポロオフィスシステム入社 平成19年９月　株式会社シルバーライフ入社 平成22年６月　当社監査役（現任）	(注) ２	―
監査役 (注) ４		山　田　俊　昭	昭和12年６月11日生	昭和46年４月　山田・名城法律事務所（現任） 平成４年５月　参議院議員(２期) 平成22年６月　当社監査役（現任）	(注) ２	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (注)４		青　沼　丈　二	昭和18年11月15日生	昭和42年４月　株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)入行 昭和52年４月　同行ニューヨーク支店 平成２年６月　同行銀座支店長 平成４年９月　シティバンク，エヌ・エイ入行個人金融本部新宿支店長 平成９年５月　同行個人金融本部営業本部長 平成12年２月　株式会社日本ダイナーズクラブ取締役 平成13年６月　シティバンク，エヌ・エイアジア太平洋地域本部リージョナル・ディレクター 平成15年11月　株式会社クレディセゾン戦略本部長 平成16年３月　スタンダード・チャータード銀行コンシューマーバンキング日本代表 平成19年８月　ＩＮＧダイレクトサービス(ＩＮＧダイレクト銀行)代表取締役、ＣＥＯ 平成20年11月　東京女子医科大学・IREIIMS教授 平成21年９月　株式会社オウケイウェイヴ社外監査役（現任） 平成22年６月　当社監査役（現任）	(注)２	―
計						162

(注) １　取締役の任期は平成22年６月24日開催の定時株主総会から平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
２　監査役の任期は平成22年６月24日開催の定時株主総会から平成26年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３　取締役太田孝昭は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
４　監査役伊藤雄司、山田俊昭及び青沼丈二は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営統治の重要な機能と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の強化および充実に努めており、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性を確保し、企業価値の最大化を図ることを基本的な考え方としております。

① 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

平成22年３月31日現在、取締役会は、取締役３名(すべて常勤取締役)によって構成されており、１ヶ月に１回程度開催しております。取締役会は、法令・定款および取締役会規程の定めるところにより、会社の経営方針ならびに業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務執行を監督しております。

当社は監査役会を設置しており、平成22年３月31日現在、監査役３名(うち常勤監査役１名)の体制で、原則として月１回の監査役会の開催と取締役会等の重要な会議への出席により、実効性の高い経営監督機能を果たしているほか、業務の執行状況を直接聴取する等の各種監査を通じて、取締役の業務執行を監視するとともに、経営全般に対する必要な提言を行っております。

なお、第12回定時株主総会終結の時をもって常勤取締役３名および常勤監査役１名は任期満了となり、また、非常勤監査役２名についても第12回定時株主総会終結の時をもって辞任しており、新たに取締役３名(うち社外取締役1名)および社外監査役３名を選任しております。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、社外監査役３名を選任することにより、多角的な視点からの意見・提言により、外部の視点を取り入れ、経営に活かしております。また、社外監査役による取締役の業務執行に対する監査機能により、業務執行に対してガバナンス機能が発揮されることから現状の体制を採用しております。

ハ 内部統制システムに関する整備状況

当社の取締役会は、法令遵守による企業運営の適正化および内部統制関連法令に対応するため、内部統制システムの基本方針を決議し、内部統制全般について担当する取締役を置いております。

ニ リスク管理体制の整備の状況

当社は、社内にリスク管理委員会を設置し、法令、社内規程および企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、またリスクの発生時には被害の最小化、被害の拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを目的にリスク管理体制を整備しております。

ホ 社外取締役および社外監査役との間で締結した責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号の額の合計額としております。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況)

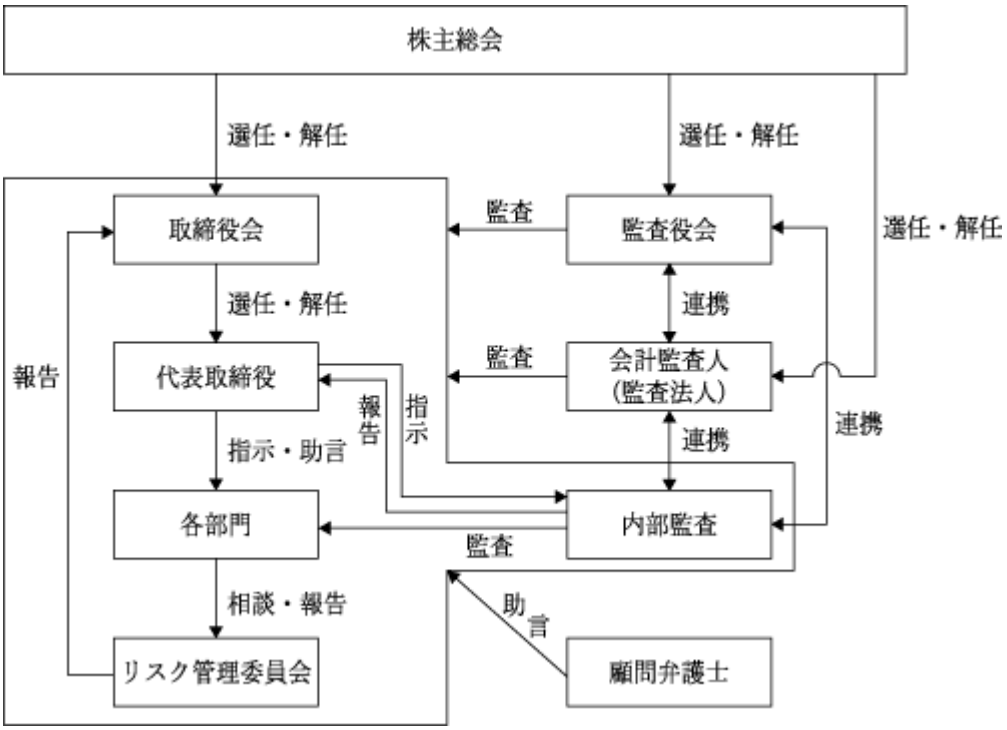

② 内部監査および監査役監査

代表取締役社長の直接の指示のもと内部監査室(１名)が、内部監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をはじめとする業務執行部門の全般にわたり内部監査を実施し、内部監査を会社における不祥事および誤謬等のリスクを未然に防止する重要な機能として位置づけております。監査結果は直接代表取締役社長に書面にて報告されており、監査結果を踏まえて、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、その後の改善状況を適宜把握し、確実な改善を促すなど、内部監査の実効性向上に努めております。

監査役３名(うち常勤監査役１名)は全員社外監査役であります。監査役および監査役会は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務遂行を監査いたします。原則として月１回の監査役会の開催と取締役会等の重要な会議への出席により実効性の高い経営監督機能を果たしているほか、業務の執行状況を直接聴取する等の各種監査を通じて、取締役の業務執行を監視するとともに、経営全般に対する必要な提言を行っております。

なお、当社の内部監査、監査役監査および会計監査は、相互に情報共有および意見交換を行っており、内部監査室は、財務報告に係る内部統制の監査を効果的かつ効率的に実施しております。

③ 社外取締役および社外監査役

当社は、平成22年３月31日現在、社外監査役３名を選任しておりますが、社外取締役は選任しておりません。

なお、第12回定時株主総会にて社外取締役１名と社外監査役３名を選任しております。

社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、取締役会において、業務執行、経営判断について活発な議論を行うほか、監督機能の強化に寄与しております。

社外監査役は、取締役会に適時出席するとともに、監査役会が策定・承認した監査計画に従って、取締役の意思決定過程を含む内部統制システムの整備・運用状況およびリスク管理体制を中心に業務活動の全般にわたり監査しております。また、社外監査役３名のうち１名を独立役員として指名し、経営監視機能の客観性および中立性を確保しております。

社外監査役の１名が常勤監査役であり、常勤社外監査役は内部監査部門より定期的に内部監査の実施状況についての報告を受け、会社の内部統制の状況について把握するとともに、内部監査部門と意見交換を行い、必要に応じて内部監査部門に対して助言をすること等により連携を密にしております。

また、常勤社外監査役は会計監査人より四半期ごとの会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、会計上および内部統制上の問題点や課題についての意見交換を行っております。

④　役員の報酬等

イ　提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	57,681	55,625	2,056	―	―	4
監査役（社外監査役を除く。）	―	―	―	―	―	―
社外役員	5,400	5,400	―	―	―	5

ロ　提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ　使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

ニ　役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑤　会計監査の状況

会社法および金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結しております。なお、同監査法人および同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士および所属監査法人は以下のとおりであります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士１名およびその他３名であります。

所属	氏名	継続監査年数
新日本有限責任監査法人	和　田　慎　二	１年
新日本有限責任監査法人	飯　畑　史　朗	６年

⑥　取締役の定数

当社の取締役は７名以内とする旨を定款に定めております。

⑦　取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および当該選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧　株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ　自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ　株式の割当てを受ける権利の決定

当社は、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主(実質株主を含む。)に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

ハ　中間配当

当社は、株主への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑨　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩　株式保有状況

イ　政策投資目的で保有する株式

該当事項はありません。

ロ　純投資目的で保有する株式

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	16,500	200	14,500	―
計	16,500	200	14,500	―

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

内部統制構築に係る指導、助言等

当事業年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、事業規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第５ 【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年４月１日から平成21年３月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年４月１日から平成22年３月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度(平成20年４月１日から平成21年３月31日まで)及び当事業年度(平成21年４月１日から平成22年３月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成21年３月31日)	当事業年度 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	588,357	※1 218,315
売掛金	18,309	577
販売用不動産	※1 1,783,221	※1 1,807,107
前渡金	892	―
前払費用	7,800	4,631
未収入金	25	3,735
未収消費税等	―	3,447
預け金	2,370	1,155
その他	―	0
流動資産合計	2,400,977	2,038,971
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	15,176	8,831
減価償却累計額	△3,164	△2,123
建物附属設備（純額）	12,011	6,707
工具、器具及び備品	8,046	7,210
減価償却累計額	△2,704	△3,717
工具、器具及び備品（純額）	5,342	3,492
有形固定資産合計	17,353	10,200
無形固定資産		
ソフトウエア	5,936	4,592
電話加入権	48	48
無形固定資産合計	5,984	4,640
投資その他の資産		
出資金	60	30
敷金	58,262	16,231
差入保証金	1,500	1,200
投資その他の資産合計	59,822	17,462
固定資産合計	83,160	32,302
資産合計	2,484,138	2,071,273

（単位：千円）

	前事業年度 (平成21年３月31日)	当事業年度 (平成22年３月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※1 935,000	※1 890,000
未払金	54,050	177,243
未払費用	9,671	3,065
未払法人税等	1,601	2,685
未払消費税等	73,692	―
前受金	1,942	585
預り金	34,904	30,985
預り敷金	10,500	10,500
賞与引当金	14,856	5,084
流動負債合計	1,136,218	1,120,149
固定負債		
長期借入金	※1 900,000	※1 843,000
固定負債合計	900,000	843,000
負債合計	2,036,218	1,963,149
純資産の部		
株主資本		
資本金	586,125	625,057
資本剰余金		
資本準備金	356,125	395,057
資本剰余金合計	356,125	395,057
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△495,602	△915,911
利益剰余金合計	△495,602	△915,911
自己株式	△2,476	△2,476
株主資本合計	444,171	101,727
新株予約権	3,748	6,396
純資産合計	447,919	108,124
負債純資産合計	2,484,138	2,071,273

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
売上高		
プリンシパルインベストメント事業売上高	3,451,015	116
ソリューション事業売上高	325,793	143,103
売上高合計	3,776,809	143,220
売上原価		
プリンシパルインベストメント事業売上原価	4,376,745	150,272
ソリューション事業売上原価	164,763	77,073
売上原価合計	4,541,509	227,345
売上総損失（△）	△764,700	△84,124
販売費及び一般管理費	609,541 ※1	268,851 ※1
営業損失（△）	△1,374,242	△352,976
営業外収益		
受取利息	1,866	155
受取保険金	―	106
還付加算金	256	―
その他	7	4
営業外収益合計	2,129	266
営業外費用		
支払利息	89,147	32,007
社債利息	1,739	―
借入手数料	10,025	8
支払手数料	―	12,100
株式交付費	―	902
その他	1,002	1,215
営業外費用合計	101,916	46,233
経常損失（△）	△1,474,028	△398,943
特別損失		
固定資産除却損	5,221	16,134
特別退職金	―	4,266
特別損失合計	5,221 ※2	20,400 ※2
税引前当期純損失（△）	△1,479,250	△419,344
法人税、住民税及び事業税	2,112	1,425
法人税等還付税額	―	△460
法人税等調整額	154,136	―
法人税等合計	156,248	964
当期純損失（△）	△1,635,499	△420,308

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日) 金額（千円）	構成比 (%)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日) 金額（千円）	構成比 (%)
１．プリンシパルインベストメント事業売上原価				
期首棚卸高	4,842,522		1,783,221	
当期仕入高	1,258,996		162,077	
他勘定振替高	(注)１ △279,007		(注)２ △137,467	
期末棚卸高	2,018,105		1,807,832	
当期物件仕入費	3,804,406	86.9	―	―
経費	102,249	2.3	24,799	16.5
棚卸資産評価損	470,089	10.8	125,473	83.5
合計	4,376,745	100.0	150,272	100.0
２．ソリューション事業売上原価				
業務委託費	34,443	20.9	26,477	34.4
経費	130,320	79.1	50,595	65.6
合計	164,763	100.0	77,073	100.0

（注）１　他勘定振替高のうち、△235,205千円は四半期財務諸表の作成にあたり、切放法により計上した棚卸資産評価損を独立掲記するために振り替えたものであります。また、△43,801千円はソリューション事業売上原価への振替高であります。

２　他勘定振替高のうち、△124,748千円は四半期財務諸表の作成にあたり、切放法により計上した棚卸資産評価損を独立掲記するために振り替えたものであります。また、△12,718千円はソリューション事業売上原価への振替高であります。

③【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	586,125	586,125
当期変動額		
新株の発行	－	38,932
当期変動額合計	－	38,932
当期末残高	586,125	625,057
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	356,125	356,125
当期変動額		
新株の発行	－	38,932
当期変動額合計	－	38,932
当期末残高	356,125	395,057
資本剰余金合計		
前期末残高	356,125	356,125
当期変動額		
新株の発行	－	38,932
当期変動額合計	－	38,932
当期末残高	356,125	395,057
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,184,836	△495,602
当期変動額		
剰余金の配当	△44,940	－
当期純損失（△）	△1,635,499	△420,308
当期変動額合計	△1,680,439	△420,308
当期末残高	△495,602	△915,911
利益剰余金合計		
前期末残高	1,184,836	△495,602
当期変動額		
剰余金の配当	△44,940	－
当期純損失（△）	△1,635,499	△420,308
当期変動額合計	△1,680,439	△420,308
当期末残高	△495,602	△915,911
自己株式		
前期末残高	－	△2,476
当期変動額		
自己株式の取得	△2,476	－

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
当期変動額合計	△2,476	－
当期末残高	△2,476	△2,476
株主資本合計		
前期末残高	2,127,086	444,171
当期変動額		
新株の発行	－	77,864
剰余金の配当	△44,940	－
当期純損失（△）	△1,635,499	△420,308
自己株式の取得	△2,476	－
当期変動額合計	△1,682,915	△342,443
当期末残高	444,171	101,727
新株予約権		
前期末残高	－	3,748
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,748	2,648
当期変動額合計	3,748	2,648
当期末残高	3,748	6,396
純資産合計		
前期末残高	2,127,086	447,919
当期変動額		
新株の発行	－	77,864
剰余金の配当	△44,940	－
当期純損失（△）	△1,635,499	△420,308
自己株式の取得	△2,476	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,748	2,648
当期変動額合計	△1,679,167	△339,795
当期末残高	447,919	108,124

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△1,479,250	△419,344
減価償却費	6,703	5,162
賞与引当金の増減額（△は減少）	△11,569	△9,772
株式報酬費用	3,748	2,648
受取利息	△1,866	△155
支払利息	89,147	32,007
社債利息	1,739	―
支払手数料	―	12,100
株式交付費	―	902
固定資産除却損	5,221	8,753
売上債権の増減額（△は増加）	△16,153	17,731
前渡金の増減額（△は増加）	△892	892
たな卸資産の増減額（△は増加）	3,059,301	△23,886
前受金の増減額（△は減少）	△15,947	△1,356
その他の資産の増減額（△は増加）	2,147	△2,934
その他の負債の増減額（△は減少）	△58,194	39,700
小計	1,584,135	△337,549
利息の受取額	2,303	167
利息の支払額	△81,029	△31,858
法人税等の支払額	―	△850
法人税等の還付額	―	460
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	7,925	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,513,333	△369,631
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△21,478	△5,418
無形固定資産の取得による支出	△6,720	―
定期預金の預入による支出	―	△8,000
出資金の回収による収入	―	30
差入保証金の回収による収入	―	300
敷金の回収による収入	10,167	58,262
敷金の差入による支出	△710	△16,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,741	28,941

（単位：千円）

	前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	64,000	－
短期借入金の返済による支出	△2,659,668	－
長期借入れによる収入	900,000	－
長期借入金の返済による支出	△801,710	△102,000
社債の償還による支出	△100,000	－
株式の発行による収入	－	76,962
自己株式の取得による支出	△2,558	－
手数料の支払額	－	△12,100
配当金の支払額	△44,221	△215
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,644,158	△37,353
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,149,566	△378,042
現金及び現金同等物の期首残高	1,737,923	588,357
現金及び現金同等物の期末残高	588,357 ※1	210,315 ※1

【継続企業の前提に関する注記】

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

当社は、当事業年度において、たな卸資産評価損を売上原価に470,089千円計上したこと等により、営業損失が1,374,242千円、経常損失が1,474,028千円、当期純損失が1,635,499千円となりました。また、不動産市況の更なる悪化等により、販売用不動産を計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、または売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性も予想されます。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでまいります。

①　財務基盤の安定化

今後弁済期日を迎える借入金については、担保設定対象となっている不動産を売却していく際に、その資金回収額が当該設定金額を下回ることも予想されるため、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する場合を想定して、取引金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長又は返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めてまいります。

また、資本の早急な充足を図るため、直接金融も視野に入れた多様な資金調達手段を駆使して財務体質の強化に努めてまいりたいと考えております。

②　コストの削減

本社事務所の移転による賃料削減、役員報酬の減額および従業員の人件費についても成果主義を徹底した報酬体系への見直し等により、固定費を圧縮して収益力を高めてまいります。

しかしながら、これらの対応策を講じても、事業計画にて決定した価格での売却が、不動産市況の更なる悪化等により予定どおりに進まない可能性もあり、また、リファイナンスについても金融機関との協議を今後進めていくため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

当社は、前事業年度において現金及び現金同等物が1,149,566千円減少し、当事業年度においても、株式の発行による収入が76,962千円あったものの、営業活動によるキャッシュ・フローが△369,631千円であったこと等により、現金及び現金同等物が378,042千円減少しました。

このような状況において、返済期限が迫っていた金融機関からの借入金について、金融機関との間で返済条件の変更に関する合意が得られたことにより延滞は生じておりません。また、現時点において今後返済期限を迎える借入金については、返済条件の変更に向けて金融機関と協議を引き続き行っております。

さらに、平成22年５月14日払込期日の第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行により642,975千円の資金調達を行い資本増強による財務基盤の健全化と強化を図りました。

しかし、今後においては、金融機関との返済条件の変更が合意に至らなかった場合、不動産売買取引が低調に推移している状況等の影響により、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合や計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合または売却そのものが困難となった場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでおります。

① 借入金返済条件変更の協議

今後返済期限を迎える借入金については、担保設定対象となっている販売用不動産を売却する際に資金回収額が当該借入金額を下回る可能性があるため、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する場合や不動産売買取引が低調に推移している影響等により、販売用不動産の売却が予定どおりに進まない可能性もあるため、取引金融機関と緊密な関係を維持し、返済条件の変更に向けて引き続き協議を進めてまいります。

② 収益力の強化

当社の主力事業でありますハンドメイド型不動産再生事業において、増資資金を活用して個人投資家等のニーズに合う収益不動産の仕入れ、再生に特化し、安定した収益基盤を構築するとともに、不動産売買仲介、プロパティマネジメント事業によるフィービジネスを強化して、収益力の強化に取り組んでまいります。

③ 新株予約権の行使による資金活用

ハンドメイド型不動産再生事業の進捗状況、規模、取組条件等によって支出額は異なりますが、資金需要が増加する場合に備えて平成22年５月14日に発行した新株予約権の行使によって更に資金を調達する予定であります。また、新株予約権の行使については市場価格の状況にもよりますが、行使時期については割当先と協議を進めてまいります。

しかしながら、現時点においては、借入金の返済条件の変更について金融機関と引き続き協議を進めている途上であり、また計画した販売用不動産の取得や、計画した価格での販売用不動産の売却が不動産売買取引が低調に推移している状況等により予定どおりに進まない可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
１．たな卸資産の評価基準及び評価方法	販売用不動産 個別法による原価法を採用しております。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)	販売用不動産 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備　　８～15年 工具、器具及び備品　６～10年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成５年６月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年３月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成６年１月18日(日本公認会計士協会　会計制度委員会)、平成19年３月30日改正))を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

項目	前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 なお、当事業年度末の役員賞与引当金残高はありません。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左
４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年３月31日)	当事業年度 (平成22年３月31日)
※１　担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 販売用不動産　1,783,221千円 計　1,783,221千円 担保付債務は次のとおりであります。 １年内返済予定の長期借入金　935,000千円 長期借入金　900,000千円 計　1,835,000千円	※１　担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金　8,000千円 販売用不動産　1,807,107千円 計　1,815,107千円 担保付債務は次のとおりであります。 １年内返済予定の長期借入金　890,000千円 長期借入金　843,000千円 計　1,733,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
※１　販売費に属する費用のおおよその割合は25%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は75%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬　90,860千円 給料手当　169,628千円 賃借料　68,413千円 減価償却費　6,703千円 支払手数料　141,911千円 賞与引当金繰入額　26,572千円 ※２　特別損失の項目 固定資産除却損　5,221千円 これは主に本社移転に伴う旧本社における固定資産の除却により生じたものであり、内訳は次のとおりであります。 建物附属設備　4,659千円 工具、器具及び備品　562千円	※１　販売費に属する費用のおおよその割合は13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は87%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬　61,025千円 給料手当　77,096千円 法定福利費　16,336千円 賃借料　36,253千円 減価償却費　5,162千円 支払手数料　28,478千円 賞与引当金繰入額　10,008千円 ※２　特別損失の項目 (1) 固定資産除却損　16,134千円 これは主に本社移転に伴う旧本社における固定資産の除却により生じたものであり、内訳は次のとおりであります。 建物附属設備　7,769千円 工具、器具及び備品　984千円 その他　7,381千円 (2) 特別退職金　4,266千円 これは経営合理化の一環として、平成21年９月30日付で14名の人員削減を行ったことにより生じたものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　平成20年　4月1日　至　平成21年3月31日)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	64,200	―	―	64,200

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	―	302	―	302

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月19日定時株主総会	普通株式	44,940	700	平成20年3月31日	平成20年6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成21年4月1日　至　平成22年3月31日)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	64,200	6,505	―	70,705

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株式の発行による増加　6,505株

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	302	―	―	302

３．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第２回新株予約権	普通株式	―	―	―	―	6,396
合計		―	―	―	―	6,396

(注)　第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年３月31日現在) 現金及び現金同等物の期末残高(588,357千円)と貸借対照表に掲記されている科目(現金及び預金)の金額は同額であります。	※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年３月31日現在) 現金及び預金　218,315千円 預入期間が３か月超の定期預金　△8,000千円 現金及び現金同等物　210,315千円

(リース取引関係)

前事業年度
(自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日)

リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)
工具、器具及び備品	1,566	548	1,018
ソフトウエア	10,838	3,923	6,914
合　計	12,405	4,471	7,933

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	2,462千円
１年超	5,702千円
合　計	8,164千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,692千円
減価償却費相当額	2,480千円
支払利息相当額	309千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

当事業年度
(自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日)

リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)
工具、器具及び備品	1,566	861	705
ソフトウエア	10,838	6,090	4,747
合　計	12,405	6,952	5,452

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	2,544千円
１年超	3,158千円
合　計	5,702千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,692千円
減価償却費相当額	2,480千円
支払利息相当額	230千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　平成20年３月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日)を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にハンドメイド型不動産再生事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、ハンドメイド型不動産再生事業資金については、特定の金融機関に依存することなく、複数の金融機関と交渉し、案件毎に販売用不動産に担保設定を行うことにより、資金調達を行っております。一時的な余資については、支出まで銀行預金として保管しており、デリバティブ取引等投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに、敷金は、賃貸人の信用リスクに晒されております。また、当社は、有価証券等の保有、デリバティブ取引および為替変動リスク商品等は行っておりません。

営業債務である未払金は、概ね３か月以内の支払期日となっております。借入金は、主にハンドメイド型不動産再生事業資金として調達した資金ですが、本借入金については、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。預り金は、主にプロパティマネジメント事業における預り賃料等であり、１ヶ月以内に賃貸人へ送金するものです。また、預り敷金は、当社保有物件の入居テナントから預っている敷金であり、退去後、無利息で返還するものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、経理・総務部により、主要取引先の状況をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金については、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理・総務部が適時に資金繰計画表を作成・更新することなどにより、流動性リスクの管理を行っております。しかしながら、販売計画の遅延等により、返済期日までに借入金の返済が難しい場合も想定されることから、金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長または返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	218,315	218,315	―
(2) 売掛金	577	577	―
(3) 敷金	16,231	15,644	△587
資産計	235,124	234,537	△587
(1) １年内返済予定の長期借入金	890,000	890,000	―
(2) 未払金	177,243	177,243	―
(3) 預り金	30,985	30,985	―
(4) 預り敷金	10,500	10,500	―
(5) 長期借入金	843,000	846,134	3,134
負債計	1,951,728	1,954,862	3,134

(注) １　金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金および(2) 売掛金

現金及び預金および売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、将来の返還見込額を、過去の平均賃借期間およびリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) １年内返済予定の長期借入金、(2) 未払金、(3) 預り金および(4) 預り敷金

１年内返済予定の長期借入金、未払金、預り金および預り敷金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金に対しては付保されているため、その時価は、元利金の合計を、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

２　満期のある金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	218,272	―	―	―
合計	218,272	―	―	―

３　長期借入金の決算日後の返済予定額

長期借入金は、すべて返済期間が５年以内であるため、第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1)　財務諸表　⑤　附属明細表　借入金等明細表をご参照ください。

(有価証券関係)

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

１．当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　　3,748千円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション 第１回新株予約権	平成20年ストック・オプション 第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　３名 当社の監査役　１名 当社の従業員　９名 (注) １	当社の取締役　３名 当社の従業員　５名 (注) ２
ストック・オプション数 (注) ３	普通株式　500株 (注) ４	普通株式　1,900株
付与日	平成18年３月27日	平成20年７月４日
権利確定条件	権利付与日(平成18年３月27日)以降、権利行使日まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合は除きます。	付されておりません。
対象勤務期間	権利付与日(平成18年３月27日)から 権利行使日まで	定めはありません。
権利行使期間	平成20年12月１日から 平成25年11月30日まで	平成23年７月１日から 平成28年６月30日まで

(注) １　平成21年６月24日現在におきましては、付与対象者は従業員からの取締役就任による１名の異動及び取締役１名の辞任並びに従業員６名の退職により取締役３名、監査役１名、従業員２名となっております。

２　平成21年６月24日現在におきましては、付与対象者は従業員１名の退職により取締役３名、従業員４名となっております。

３　株式数に換算して記載しております。

４　当社は平成18年５月31日付で当社普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、ストック・オプション数については、分割前の数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成18年ストック・オプション 第１回新株予約権	平成20年ストック・オプション 第２回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	776	―
付与	―	1,900
分割による増加	―	―
失効	54	150
権利確定	―	―
未確定残	722	1,750
権利確定後 (株)		
前事業年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

② 単価情報

	平成18年ストック・オプション 第１回新株予約権	平成20年ストック・オプション 第２回新株予約権
権利行使価格 (円)	32,500	24,767
行使時平均株価 (円)	―	―
公正な評価単価(付与日) (円)	―	8,566.97

3．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 72.97%

平成18年７月５日～平成19年６月14日の当社と最も類似性の高い企業の株価実績、及び平成19年６月15日～平成20年７月４日の当社株価実績に基づき算定

② 予想残存期間 ５年６ヶ月

合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

③ 予想配当 700円／株

平成20年３月期の配当実績による

④ 無リスク利子率 1.27%

予想残存期間と近い残存期間の国債の利回りの近似により算出

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

１．当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　　2,648千円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年ストック・オプション 第１回新株予約権	平成20年ストック・オプション 第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　３名 当社の監査役　１名 当社の従業員　９名 (注)１	当社の取締役　３名 当社の従業員　５名 (注)２
ストック・オプション数 (注)３	普通株式　500株 (注)４	普通株式　1,900株
付与日	平成18年３月27日	平成20年７月４日
権利確定条件	権利付与日(平成18年３月27日)以降、権利行使日まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合は除きます。	付されておりません。
対象勤務期間	権利付与日(平成18年３月27日)から 権利行使日まで	定めはありません。
権利行使期間	平成20年12月１日から 平成25年11月30日まで	平成23年７月１日から 平成28年６月30日まで

(注) １　平成22年６月25日現在におきましては、付与対象者は、従業員からの取締役就任による１名の異動、取締役２名及び監査役１名の任期満了による異動、取締役１名の辞任、並びに従業員７名の退職により、取締役１名・従業員１名・その他３名となっております。

２　平成22年６月25日現在におきましては、付与対象者は、取締役１名の任期満了による異動、取締役１名の辞任、及び従業員２名の退職により、取締役１名・従業員３名・その他１名となっております。

３　株式数に換算して記載しております。

４　当社は平成18年５月31日付で当社普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、ストック・オプション数については、分割前の数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成18年ストック・オプション 第１回新株予約権	平成20年ストック・オプション 第２回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	722	1,750
付与	―	―
分割による増加	―	―
失効	26	470
権利確定	―	―
未確定残	696	1,280
権利確定後 (株)		
前事業年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

② 単価情報

	平成18年ストック・オプション 第１回新株予約権	平成20年ストック・オプション 第２回新株予約権
権利行使価格 (円)	30,612	24,565
行使時平均株価 (円)	―	―
公正な評価単価(付与日) (円)	―	8,566.97

(注) 平成21年６月12日開催の取締役会決議により、平成21年６月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、権利行使価格が調整されております。

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年３月31日)	当事業年度 (平成22年３月31日)
１．繰延税金資産発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
未払事業税 460	未払事業税 667
未払不動産取得税 9,575	未払不動産取得税 8,920
一括償却資産 266	一括償却資産 151
未払固定資産税等 3,004	販売用不動産 9,010
販売用不動産 3,835	賞与引当金 2,068
賞与引当金 6,044	株式報酬費用 2,602
株式報酬費用 1,525	棚卸資産評価損 146,629
棚卸資産評価損 95,574	繰越欠損金 755,945
繰越欠損金 637,999	その他 504
その他 1,061	繰延税金資産小計 926,502
繰延税金資産小計 759,348	評価性引当額 △926,502
評価性引当額 △759,348	繰延税金資産合計 ―
繰延税金資産合計 ―	
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号　平成20年11月28日)および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号　平成20年11月28日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会　企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当事業年度(自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日)

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

項目	前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
１株当たり純資産額	6,951円25銭	1,444円93銭
１株当たり当期純損失金額	25,513円22銭	6,109円23銭
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	―	―
	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの１株当たり当期純損失となるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの１株当たり当期純損失となるため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
１株当たり当期純損失金額		
当期純損失（千円)	1,635,499	420,308
普通株主に帰属しない金額（千円)	―	―
普通株式に係る当期純損失（千円)	1,635,499	420,308
期中平均株式数（株)	64,104	68,799
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第１回新株予約権 第２回新株予約権 なお、概要は「第４提出会社の状況、１株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

(重要な後発事象)

前事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)	当事業年度 (自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日)
重要な資本業務提携及び第三者割当増資 当社は、平成21年６月12日開催の当社取締役会において、フィンテック グローバル株式会社（以下、「フィンテック」という。）と資本業務提携契約を締結すること、ならびにフィンテック及びフィンテック 投資事業有限責任組合第11号（以下、「組合」という。）を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことについて決議いたしました。 (1) 資本業務提携の目的 当社は、負債を圧縮するため、保有する販売用不動産の売却に注力し、平成21年３月末時点における有利子負債残高は1,835百万円となりましたが、現金及び預金残高は588百万円と前期末に比べ大きく減少しました。このような状況下、当社の主要な事業である不動産再生事業及び前期からスタートしておりますアウトレットマンション販売事業を進めていくためには、財務基盤を充実させるとともに、各プロジェクトに対するファイナンスアレンジ力を有する企業との強固な関係を図る必要があるとの考えから、フィンテックとの資本業務提携を進めることに加え、フィンテック及び組合を割当先とする第三者割当による新株式の発行を行うことに致しました。 当社としましては、フィンテックとの関係構築は、財務面のみならず事業面においても当社の企業価値向上に資するものと考えております。 (2) 資本業務提携後の事業戦略 フィンテックの有する金融関連ノウハウと当社の有する不動産関連ノウハウを融合し、両社共同の利益に資する場合には、共同にてアウトレットマンションを始めとした不動産投資案件等に取り組むものとします。 具体的には、当社が進めるプロジェクトにおけるフィンテックの資金調達面の支援、両社による共同方式プロジェクトの推進等を進めることで、従来、資金的制約等により見送らざるを得なかったプロジェクトなど新たなビジネスチャンスを獲得し、収益機会を増やしてまいります。 また、両社の抱える事業を相互に有効活用することで、相互の事業拡大を図ってまいります。 (3) 第三者割当増資 ① 発行新株式数　普通株式　6,505株 ② 発行価額　１株につき11,970円 ③ 発行価額の総額　77,864,850円 ④ 資本組入額　38,932,425円 ⑤ 申込期間　平成21年６月29日 ⑥ 払込期日　平成21年６月30日 ⑦ 割当予定先及び株式数 フィンテックグローバル株式会社　835株 フィンテックグローバル投資事業有限責任組合第11号　5,670株 ⑧ 資金使途　不動産投資	当社は、平成22年４月27日開催の取締役会において、株式会社ＡＳＯを割当先とする第三者割当による新株式の発行および第３回新株予約権の発行について決議いたしました。なお、平成22年５月14日に払込が完了しております。 概要 (1) 第三者割当による新株式の発行 ① 発行新株式数　普通株式　73,600株 ② 発行価額　１株につき　8,300円 ③ 発行価額の総額　610,880,000円 ④ 資本組入額　305,440,000円 ⑤ 申込期間　平成22年５月14日 ⑥ 払込期日　平成22年５月14日 ⑦ 新株の配当起算日　９月30日および３月31日 ⑧ 割当先　株式会社ＡＳＯ ⑨ 資金使途　販売用不動産の取得資金、運転資金 (2) 第三者割当による第３回新株予約権の発行 ① 新株予約権の総数　79個 ② 発行価額　406,278円 ③ 発行価額の総額　32,095,962円 ④ 当該発行による潜在株式数　普通株式　39,500株 ⑤ 調達資金の額　359,945,962円 (内訳) 新株予約権の発行分：32,095,962円 新株予約権の行使分：327,850,000円 ⑥ 申込期間　平成22年５月14日 ⑦ 払込期日　平成22年５月14日 ⑧ 割当先　株式会社ＡＳＯ ⑨ 資金使途　販売用不動産の取得資金

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	15,176	4,450	10,795	8,831	2,123	1,983	6,707
工具、器具及び備品	8,046	968	1,805	7,210	3,717	1,834	3,492
有形固定資産計	23,222	5,418	12,600	16,041	5,840	3,818	10,200
無形固定資産							
ソフトウエア	6,720	―	―	6,720	2,128	1,344	4,592
電話加入権	48	―	―	48	―	―	48
無形固定資産計	6,768	―	―	6,768	2,128	1,344	4,640

(注) 平成21年７月13日に本社を移転したことに伴い、旧本社設備の除却および本社設備の取得を行っております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	―	―	―	―
１年内返済予定の長期借入金	935,000	890,000	1.775	―
１年内返済予定のリース債務	―	―	―	―
長期借入金 (１年内返済予定のものを除く。)	900,000	843,000	1.775	平成23年５月
リース債務 (１年内返済予定のものを除く。)	―	―	―	―
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	1,835,000	1,733,000	―	―

(注) 1　平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。
2　長期借入金(１年内返済予定のものを除く。)の決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	843,000	―	―	―

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	14,856	5,084	14,856	―	5,084

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	42
預金	
普通預金	210,272
定期預金	8,000
小計	218,272
合計	218,315

② 売掛金

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
豊国製油㈱	203
㈲葉明	102
㈱クレアール	88
㈱アイダ設計	87
㈲波寄商店	34
その他	61
合計	577

（ロ）売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円） （A）	当期発生高 （千円） （B）	当期回収高 （千円） （C）	次期繰越高 （千円） （D）	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
18,309	33,340	51,072	577	98.9	103.4

③ 販売用不動産

区分		金額（千円）	面積
東京都	23区内	1,807,107	649.80㎡
合計		1,807,107	649.80㎡

（注） 上記の金額は土地・建物の合計金額です。また、面積に建物は含まれておりません。

④ 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
㈱セブン＆アイ・フードシステムズ	136,769
みらい総合法律事務所	5,250
インクスティック㈱	2,625
㈱信光オールウェイズ	2,153
㈱アポーメンテナンス	1,783
その他	28,661
合計	177,243

⑤ 長期借入金

区分	金額（千円）
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	890,000 (890,000)
㈱みずほ銀行	843,000
合計	1,733,000 (890,000)

(注) (　)内書きは、１年内返済予定の金額であります。

(3) 【その他】

当事業年度における各四半期会計期間に係る売上高等

	第１四半期 (自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日)	第２四半期 (自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日)	第３四半期 (自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日)	第４四半期 (自 平成22年１月１日 至 平成22年３月31日)
売上高 (千円)	47,634	31,583	27,595	36,407
税引前四半期純損失 (千円)	198,470	119,088	54,625	47,159
四半期純損失 (千円)	198,945	119,103	55,100	47,159
１株当たり四半期純損失金額 (円)	3,110.04	1,691.73	782.64	669.85

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３ヶ月以内
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日、３月31日
１単元の株式数	―
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行います。 (ホームページアドレス　http://www.intrance.jp/ir/public.html) ただし、電子公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等の会社名　　株式会社ＡＳＯ

(注)　当社は、平成22年４月27日開催の取締役会において、平成22年５月14日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行について決議いたしました。これにより、株式会社ＡＳＯは、当社の親会社となりました。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度　第11期　(自 平成20年４月１日　至 平成21年３月31日)　平成21年６月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度　第11期　(自 平成20年４月１日　至 平成21年３月31日)　平成21年６月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第12期第１四半期　(自 平成21年４月１日　至 平成21年６月30日)　平成21年８月11日関東財務局長に提出。

第12期第２四半期　(自 平成21年７月１日　至 平成21年９月30日)　平成21年11月12日関東財務局長に提出。

第12期第３四半期　(自 平成21年10月１日　至 平成21年12月31日)　平成22年２月10日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

①　第三者割当による新株式発行　　平成22年４月27日関東財務局長に提出。

②　第三者割当による新株予約権証券発行　　平成22年４月27日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

①　訂正届出書(上記(4) ①　有価証券届出書の訂正届出書)　　平成22年４月28日関東財務局長に提出。

②　訂正届出書(上記(4) ②　有価証券届出書の訂正届出書)　　平成22年４月28日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

①　企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号(親会社の異動)及び第４号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書　　平成22年５月14日関東財務局長に提出。

②　企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の４(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書　　平成22年６月８日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年６月23日

株式会社イントランス
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	布施木　孝　叔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　畑　史　朗

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランスの平成21年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は販売用不動産を計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、又は売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イントランスの平成21年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社イントランスが平成21年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年６月23日

株式会社イントランス
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和　田　慎　二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　畑　史　朗

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランスの平成22年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は金融機関との借入金に関する返済条件の変更が合意に至らなかった場合、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合、計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合や売却そのものが困難となった場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。よって、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年４月27日開催の取締役会において、株式会社ＡＳＯを割当先とする第三者割当による新株式の発行および第３回新株予約権の発行について決議し、平成22年５月14日に払込が完了している。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イントランスの平成22年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社イントランスが平成22年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。